

石花会 運営規約

第1条 (名称)

本会の名称は、石花会とする。

第2条 (目的)

石花会は、ロックバランスングあるいはストーンバランスングという名称を「石花」と呼称することで、日本での独自性と親近感を確立し、名人および達人を「石花師」または「師範代」とし、日本各地で様々な世代を対象に、石花普及活動を展開し、石花（ロックバランスング）愛好者の団体として、日本のロックバランスング「石花」の普及・発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く。

〒190-0001 東京都立川市若葉町 2-23-35

第4条 (会員)

石花（ロックバランスング・ストーンバランスングを含む）の愛好者であり、且つ本会の目的に賛同し、代表が承認した者とする。

また、会員のうち「石花師」「師範代」及び役員を運営会員とする。

第5条 (役員)

この会に以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	1名
会計	1名
名誉職	若干名

第6条 (役員の任期)

役員の任期は2020年12月31日までとする。

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

おおむね年1回の石花会総会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（会計）

本会の会計は代表の個人事業として計上されるものとする。

本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第10条（会費）

会費を以下のとおりとし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

運営会員：年間5,000円（任意）

一般会員：年間500円（任意）

第11条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 石花ちとく(〒190-0001 東京都立川市若葉町 2-23-35)

副代表 石花かねき(〒259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1330-29)

会計 石花とかん(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-26-19)

名誉会長 橘川幸夫（株式会社デジタルメディア研究所 代表取締役社長）

2. この規約は2018（平成30）年4月1日から適用する。